

2013年2月14日

各 位

人事担当常任理事
清 水 敏

非常勤講師就業規則制定にあたっての過半数代表者の信任手続について

本学では、非常勤講師就業規則を制定することになりました。

就業規則を制定するにあたって、労働基準法第90条により、事業主（大学）には事業場ごとに過半数を代表する者の意見を聴く責務があります。この度、裏面のとおり過半数代表への立候補があり、立候補代表者から信任手続に関する協力要請がありました。

つきましては、別紙にて信任手続書類を送付しますので、立候補者を過半数代表者とする事に同意できない場合は、所定の投票をお願いいたします。（文書による不信任の意思表示がない場合には信任されたものとみなしますので、信任の場合は特に手続き等は不要です。）

なお、今回の手続によって過半数代表者が選出されましたら、大学は、2013年4月1日施行を目的として、当該過半数代表者に非常勤講師就業規則制定に関する意見聴取をいたします。

以 上